

秋田県条例第二十五号

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十七年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「（六）に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。」及びただし書を削り、同号（七）及び（八）中「及び第八条第一項第二号」を削り、同号（九）中「以下」を「次号において」に改め、同条第四号ただし書を削る。

第六条第一項第三号中「免許取得後」を「免許を取得した後、」に改め、「又は三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき」を削り、同項第四号中「免許取得後」を「免許を取得した後、」に改め、同条第二項第二号中「又は三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき」を削る。

第七条第二項第一号中「（訪問看護事業所にあつては、三年以上の県内実務経験を有する者が業務に従事しているときに限る。）」を削り、同条第三項中「「県内施設等」と、「三年以上の県内実務経験」とあるのは「三年以上の実務経験」を、「県内施設等」に改める。

第八条第一項第一号を次のように改める。

一 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間業務に従事したとき。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず養成施設を卒業した日から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたときは、この限りでない。

（一） 看護職員の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き県内の特定施設等（当該修学資金の貸与を受けた者が助産師としての業務に従事しない場合にあつては、第一条の二第三号（六）に掲げる施設を除く。）において業務に従事した場合 五年

（二） 看護職員の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き県内の特定施設等において業務に従事した場合（一）に該当する場合を除く。） 七年

第八条第一項第二号中「（訪問看護事業所にあつては、三年以上の実務経験を有する者が引き続き五年間（修士課程を修了した後に県内の診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事し、三年以上の実務経験を有することとなつた者にあつては、五年間から修士課程を修了した後の実務経験の期間を減じて得た期間）業務に従事したときに限る。）」及び「及び三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき」を削る。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、令和七年四月一日以後に養成施設に入学した者又は看護師の免許を取得した者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する国内の大学院の修士課程若しくはこれと同等以上と認められる国外の大学院の修士課程に入学したもののうち看護に関する専門知識を修得しようとするもの（この項において「大学院に入学した者」という。）に係る修学資金について適用し、同日前に養成施設に入学した者又は大学院に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。